

奈良県公報

目次

ページ

- 〇奈良県薬事審議会条例の一部を改正する条例(業務課) 一
- 〇文化財保護法の一部を改正する法 一

律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(教育委員会文化財保存課)

公布された条例のあらまし

◇奈良県薬事審議会条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備
薬事法の改正により、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。
- 2 施行期日
平成十七年四月一日から施行することとした。

◇文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 条文の整備
文化財保護法の改正により、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。
- (1) 奈良県文化財保護条例
- (2) 奈良県文化財保護審議会条例
- (3) 奈良県事務処理の特例に関する条例

条例

- 2 施行期日
平成十七年四月一日から施行することとした。
- (4) 奈良県屋外広告物条例
- (5) 奈良県風致地区条例
- (6) 奈良県自然環境保全条例
- (7) 建築基準法施行条例

奈良県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十三号

奈良県薬事審議会条例の一部を改正する条例

奈良県薬事審議会条例(昭和三十八年十月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年二月十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十四号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県文化財保護条例の一部改正)

第一条 奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に改める。

第二十五条第一項中「第五十六条の三」を「第七十一条」に改める。

第二十六条第五項中「第五十六条の三第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第三十二条第五項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第三十八条第一項及び第三十九条第二項中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改める。

第四十七条第一項及び第四十八条第四項中「第八十三条の七第一項」を「第百四十七条第一項」に改める。

(奈良県文化財保護審議会条例の一部改正)

第二条 奈良県文化財保護審議会条例(昭和五十年十二月奈良県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五条」を「第百九十条」に改める。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項2中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同項3中「第五十七条第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同項4中「第五十七条の二第二項」を「第九十三条第二項」に改め、同項5中「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同項6中「第五十七条の三第二項」を「第九十四条第二項」に改め、同項7中「第七十二条第二項」を「第百十五条第二項」に改め、同項8中「第八十条第一項」を「第百二十五条第一項」に改める。

(奈良県屋外広告物条例の一部改正)

第四条 奈良県屋外広告物条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改める。

(奈良県風致地区条例の一部改正)

第五条 奈良県風致地区条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次の

ように改正する。

第三条第二十七号中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改める。

(奈良県自然環境保全条例の一部改正)

第六条 奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第七号中「第六十九条又は第七十条」を「第百九条又は第百十条」に、「第八十一条」を「第百二十八条」に改める。

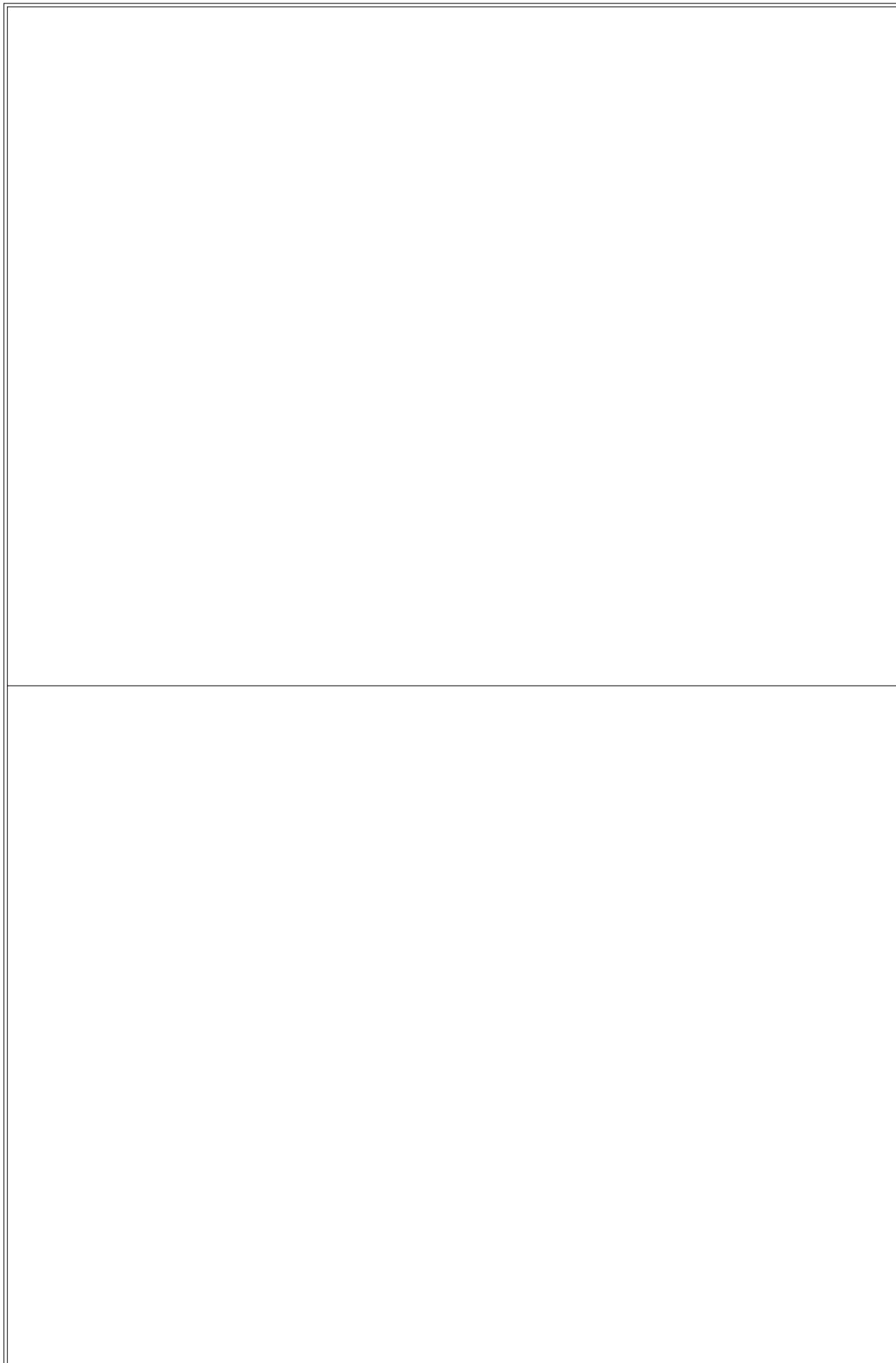
(建築基準法施行条例の一部改正)

第七条 建築基準法施行条例(昭和四十二年四月奈良県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第八十三条の三第一項」を「第百四十三条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

